

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により桜井市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十七年八月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 開放倉庫桜井店

所在地 桜井市大字上之庄二四〇ほか

二 桜井市から聴取した意見の概要

1 危機管理課

(一) 交通対策

店舗に隣接する道路（中和幹線）より車両が店舗敷地へ進入退出する際、車両運転手が歩道を歩行中の歩行者に対して注意して進入退出等を行うような注意喚起対策を講じること。

また、当該駐車場等の安全確保のため各駐車場枠に車止めの設置等の対策を講じること。

(二) 防犯（犯罪抑止）対策

店内及び当該駐車場等における防犯（犯罪抑止）対策として、警備員の巡回に加え、防犯カメラ設置等の対策を講じること。

2 環境総務課

(一) 地元区長をはじめ近隣関係住民と事前に立地の協議を行い、後日苦情がないよう了解を得ること。

また、諸手続後、開発（建築）工事及び竣工後の店舗営業等に際して騒音、振動、粉塵、悪臭等により周辺環境が悪化することのないよう、関係諸法令を遵守し万全を期すとともに、万一苦情が発生した場合は、事業者の責任において誠意をもって迅速に解決に努めること。

(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を遵守し、適正に処理すること。

3 施設課

(一) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物は事業者自ら処理すること。

なお、桜井市グリーンパークに搬入する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第七条及び第四十八条に基づき再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届を環境部に提出すること。

イ 可燃物、不燃物及び資源物に分別し、廃棄物の減量に努めること。

ウ 廃棄物保管場所については、充分かつ適正に収納できる容積（生ごみ及び可燃物は三日分以上）を設けること。

エ 粗大ごみ、資源物は自己処理すること。

オ 土曜日、日曜日及び祝祭日の搬入は、行わないこと。

(二) 産業廃棄物については、関係機関との調整及び関係法令等に基づき適正に処理すること。

4 都市計画課

出店に当たっては、都市計画法、景観法、奈良県屋外広告物条例等に基づいて必要な手続を行うこと。手続に当たっては、都市計画課担当職員と事前に協議を行い、その指示に従うこと。

5 教育委員会事務局総務課

事業地近くに児童の往来があることが考えられるので、車両出入口付近には、交通誘導員を配置し、付近を通る児童には特に注意を払うよう安全対策を徹底させること。

6 教育委員会事務局学校教育課

当該店舗所在地は、桜井西小学校及び桜井西中学校区内であり、児童生徒が付近を通行する可能性があるため、従業員の通勤車両の運行、搬出入車両の運行及び来客車両の誘導等には十分注意し、安全確保を図ること。

また、学校運営の妨げにならないよう、青少年の健全な成長を阻害し非行を誘発するおそれのある図書類、がん具、刃物類又は広告物を青少年に販売又は表示しないよう努めること。

また、奈良県青少年の健全育成に関する条例第三十三条に規定しているように、深夜（午後十一時から翌日の午前二時まで）において青少年を店内へ立ち入らせることのないよう努めること。

7 教育委員会事務局文化財課

当該地は埋蔵文化財包蔵地に当たりますが、既存の建物の建築に先立って発掘調

査を実施済みであり、特に問題はない。

8 農業委員会事務局

既設の道路、水路の保全に努めるとともに、周辺農地に被害をおよぼさないよう十分注意し、一切迷惑をかけること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十七年八月七日から同年九月七日まで。ただし、日曜日、土曜日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで